

(資料2)

武雄市ふるさと納税業務委託仕様書

1 業務名

武雄市ふるさと納税業務

2 業務目的

ふるさと納税制度の活用により、武雄市（以下「本市」という。）の取組を応援していただける寄附者を広く募るとともに、本市やその特産品等のPRを通じ、地域の活性化に寄与することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

4 前提条件

- (1) 業務上必要なパソコン（システムを含む。）、プリンター、電話等の備品は受託者が用意する。
- (2) 寄附者等からの問合せ等への対応や関係者等との連絡調整は受託者が行う。
- (3) 委託業務は本市（企画政策課）と連携して行うものとする。

5 業務内容

- (1) 寄附の受付及び収納消込、その情報の管理に関すること
- (2) 関係書類の発行、発送に関すること
- (3) 寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関すること
- (4) 返礼品の発注に関すること
- (5) 返礼品の購入及び配送に関すること
- (6) 新たな返礼品の選定・商品開発に関すること
- (7) 寄附者等からの問合せ、苦情等への対応に関すること
- (8) 返礼品提供事業者等からの問合せ、苦情等への対応に関すること
- (9) 本市との連絡調整・報告に関すること
- (10) 寄附者へのアフターフォローに関すること
- (11) クレジットカード決済の消込作業に関すること
- (12) その他

6 報告及び検査

本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必

要な事項について、報告を求め、検査することができる。

7 個人情報等の保護

受託者は、武雄市個人情報保護条例（平成 18 年 3 月 1 日条例第 12 号）その他関係法令に基づき委託業務を履行するものとし、委託業務を通じて知り得た情報は、委託業務以外の目的には利用しないこと。また、情報の漏洩、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。また、委託業務完了後も同様とする。

8 本市との協議

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、適宜本市と協議すること。
- (2) 委託業務の履行において疑義が生じた事項については、本市と協議の上対応すること。